

Apple Payモバイルペイメント規定 新旧対照表

改定前	改定後	備考欄
第4章 その他		
第13条（本件モバイル端末の紛失・盗難等による責任の区分）		
<p>3. 前項にかかわらず、利用者が本件モバイル端末の紛失・盗難等に遭った場合、利用者が第1項に基づき同項に定める措置を実施するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したときは、当社は、第1項（ア）に定める通知を受けた本件モバイル端末について、当社またはJCBが当該通知を受けた日の60日前以降に他人が本件モバイル端末を不正に使用したことによる本サービスの利用代金の支払債務を免除します。</p>	<p>3. 前項にかかわらず、利用者が自己の意思によらずして本件モバイル端末の占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、利用者が本件モバイル端末の紛失もしくは盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社またはJCBに両社所定の方法により通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ当社またはJCBの請求により所定の紛失・盗難等届を当社またはJCBに提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けた本件モバイル端末について、当社またはJCBが通知を受けた日の60日前以降に他人によって本件モバイル端末が使用されたものにかかる本サービスの利用代金を免除します。</p>	（変更）
<p>4. 利用者は、前項に基づき支払債務を免除される場合であっても、紛失・盗難等にかかる本件モバイル端末の占有を取得した他人またはこれを使用した他人が利用者と同識のある者であるときは、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p>	<p>4. 利用者は、本件モバイル端末を盗取した他人、または本件モバイル端末を使用した他人が利用者と同識のある者である場合（ただし、本条に基づき利用者が利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p>	（変更）
<p>5. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用代金は免除されず、利用者は、第2項に基づいて、本サービスの利用代金を当社に支払うものとします。</p> <p>(1) 利用者が第6条第1項から同条第4項、または同条第6項のいずれかに違反したとき</p> <p>(2) 利用者の家族、親族（同居の有無を問わない。）、法定代理人、同居人、その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる利用者の関係者（以下「利用者関係者」という。）が本サービスを利用したとき（なおこの場合、利用者の本件モバイル端末や本パスコード等の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。）</p> <p>(3) 他人による盗取が想定される状況で、利用者が類似の態様による過失を繰り返し、または紛失・盗難等の被害を繰り返す等、本件モバイル端末の管理に重過失があると認められるとき、その他利用者または利用者関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき</p> <p>(4) 利用者が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限られない。）に協力しなかったとき</p> <p>(5) 本条第1項（ア）に定める通知、本条第3項に定める警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき</p> <p>(6) 本サービスの利用の際、本パスコードまたは第6条第4項に定める生体認証機能が使用されたとき（ただし、本パスコードの管理について利用者に故意または過失がない場合を除く。）</p> <p>(7) エクスプレスモード対応加盟店においてエクスプレスモードを用いて本サービスが利用されたとき（なおこの場合、利用者の本件モバイル端末の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。）</p> <p>(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき</p> <p>(9) その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき</p>	<p>5. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用代金は免除されず、利用者は、第2項に基づいて、本サービスの利用代金を当社に支払うものとします。</p> <p>(1) 利用者が第6条第1項から同条第4項、または同条第6項のいずれかに違反したとき</p> <p>(2) 利用者が本条第1項または本条第4項に違反したとき</p> <p>(3) 利用者の家族、親族（同居の有無を問わない。）、法定代理人、同居人、その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる利用者の関係者（以下「利用者関係者」という。）が本サービスを利用したとき（なおこの場合、利用者の本件モバイル端末や本パスコード等の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。）</p> <p>(4) 他人による盗取が想定される状況で、利用者が類似の態様による過失を繰り返し、または紛失・盗難等の被害を繰り返す等、本件モバイル端末の管理に重過失があると認められるとき、その他利用者または利用者関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき</p> <p>(5) 利用者が当社もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限られない。）に協力しなかったとき</p> <p>(6) 本条第1項（ア）に定める通知、本条第3項に定める警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき</p> <p>(7) 本サービスの利用の際、本パスコードまたは第6条第4項に定める生体認証機能が使用されたとき（ただし、本パスコードの管理について利用者に故意または過失がない場合を除く。）</p> <p>(8) エクスプレスモード対応加盟店においてエクスプレスモードを用いて本サービスが利用されたとき（なおこの場合、利用者の本件モバイル端末の管理にかかる過失の有無および利用者の本規定への違反の有無を問わないものとします。）</p> <p>(9) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき</p> <p>(10) その他本規定または会員規約等に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき</p>	（変更）
第20条（本規定の改定等）		
<p>両社は、民法第548条の4の規定に基づき、利用者と個別に合意することなく、将来、本規定を改定し（本規定と一体をなす規約・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規定に付随する規約もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社等は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として利用者に対して当該改定につき通知します（ただし、当社の判断により、当社のWEBサイトによる公表をもって、通知または送付に代えることができるものとします。）。</p>	<p>1. 両社は、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として利用者に対して当該改定につき次項に定める方法で周知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。</p> <p>2. 両社が利用者に周知する方法は、利用者が両社に対してメールアドレスを届け出ているか否かに応じ、以下の方法によるものとします。利用者は、自己が希望する周知方法を考慮のうえ、両社にメールアドレスを届け出るか否かを判断するものとします。</p> <p>(1) 利用者が両社に対してメールアドレスを届け出ている場合、当該メールアドレス宛に通知する方法</p> <p>(2) 利用者が両社に対してメールアドレスを届け出していない場合、JCBのWEBサイトに公表する方法。また、両社は、両社が特に必要と認める場合に限り、書面その他の方法により、利用者に対して通知を行います。</p> <p>3. 両社は、本サービスの内容を変更した場合（ただし、軽微な変更の場合等、利用者の特段の影響がない場合を除きます。）にも、前項の方法に準じて、利用者に対して通知または公表します。</p>	（変更）